

※ 各評価項目に対する総合評価加算点等算出資料申請書への記載に当たっては、資料作成時の留意事項をよく読んでください。

## 総合評価に関する事項

委託業務名 R 1 徳環 徳島東環状線 徳・末広 3 他 橋梁詳細設計業務  
 路線名等 徳島東環状線  
 委託業務箇所 徳島市末広 3 丁目他

### 第 1 総合評価に関する基準

この委託業務の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

#### I 企業の技術力等

##### 1 同種業務（過去 5 年間）の実績

評価基準	配点
過去 5 年間に同種業務の実績が 5 件以上ある者	5
過去 5 年間に同種業務の実績が 3 件～ 4 件ある者	3
上記以外の者	0

##### 2 同種業務（過去 2 年間）の業務成績

評価基準	配点
過去 2 年間の業務成績が 85 点以上の者	5
過去 2 年間の業務成績が 83 点以上 85 点未満の者	4
過去 2 年間の業務成績が 81 点以上 83 点未満の者	3
過去 2 年間の業務成績が 79 点以上 81 点未満の者	2
過去 2 年間の業務成績が 77 点以上 79 点未満の者	1
上記以外の者	0

##### 3 品質管理・環境対策

評価基準	配点
ISO9001, ISO14001のいずれかを認証取得済又はエコアクション 2 1 を認証登録済の者	5
上記以外の者	0

##### 4 地域精通度

評価基準	配点
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者（県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	2 0
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者（県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	1 0
上記以外の者	0

## II 配置予定技術者の技術力

### 1 管理技術者

#### (1) 保有資格

評価基準	配点
技術士又はAPECエンジニア認定者	5
上記以外の者	0

#### (2) 継続的学習状況（CPD）

評価基準	配点
過去4年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	5
過去4年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	3
上記以外の者	0

#### (3) 同種業務（過去5年間）の実績

評価基準	配点
過去5年間に同種業務の実績が3件以上ある者	5
過去5年間に同種業務の実績が2件ある者	3
上記以外の者	0

#### (4) 同種業務（過去2年間）の業務成績

評価基準	配点
過去2年間の業務成績が85点以上の者	5
過去2年間の業務成績が83点以上85点未満の者	4
過去2年間の業務成績が81点以上83点未満の者	3
過去2年間の業務成績が79点以上81点未満の者	2
過去2年間の業務成績が77点以上79点未満の者	1
上記以外の者	0

#### (5) 手持ち業務数

評価基準	配点
手持ち業務の件数が0～2件ある者	5
手持ち業務の件数が3～5件ある者	3
上記以外の者	0

## 2 担当技術者

### (1) 保有資格

評 価 基 準	配点
技術士又はA P E Cエンジニア認定者	2
R C C M	1
上記以外の者	0

### (2) 継続的学習状況 (C P D)

評 価 基 準	配点
過去4年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	2
過去4年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	1
上記以外の者	0

### (3) 同種業務 (過去5年間) の実績

評 価 基 準	配点
過去5年間に同種業務の実績が3件以上ある者	2
過去5年間に同種業務の実績が2件ある者	1
上記以外の者	0

### (4) 同種業務 (過去2年間) の業務成績

評 価 基 準	配点
過去2年間の業務成績が85点以上の者	2
過去2年間の業務成績が77点以上85点未満の者	1
上記以外の者	0

### (5) この部門の経験年数

評 価 基 準	配点
この部門の業務に関し, 5年以上の経験年数を有する者	2
この部門の業務に関し, 3年以上の経験年数を有する者	1
上記以外の者	0

## 第2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、以下により算出された総合評価点をもって総合評価する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### ① 価格評価点の算出方法

価格評価点は、次式により算出し、計算値は小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位止めとする。なお、価格点の配分点は、50点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の価格評価点は、50点とする。

### ② 技術評価点の算出方法

第1の評価項目を評価基準に従って評価し得点を与え、得点の合計を次式により、技術評価点を算出し、計算値は小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位止めとする。なお、技術点の配分点は、50点とする。

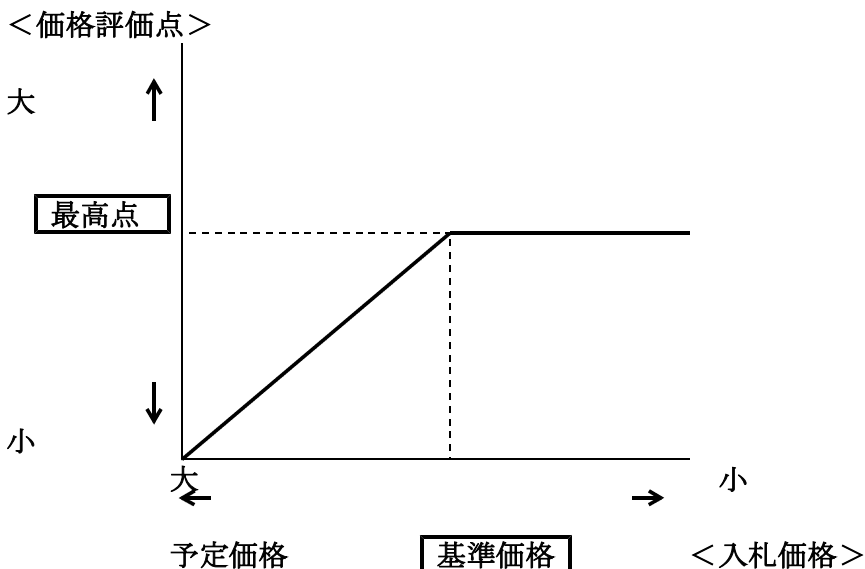
$$\text{技術評価点} = \text{技術点の配分点} \times (\text{技術評価の得点合計} / 70 \text{点 (技術評価の配点合計)})$$

## 第3 価格評価点の算定

価格評価点は次式により算出し、計算値は小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位止めとする。

$$\text{○価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})$$

※ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の評価点は、一律最高点で評価します。



## 第4 基準価格の算定

基準価格（税抜き）は、次式により算出する。

$$\text{○基準価格} = \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.48$$

※ただし、予定価格の10分の8を超える場合は、10分の8を、3分の2に満たない場合は3分の2を基準価格とする。

## 資料作成時の留意事項

次の事項に注意して、総合評価加算点等算出申請書を作成すること。

### I 企業の技術力等

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 同種業務（過去5年間）の実績	<p>① 同種業務とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強，補修，拡幅，歩道橋設計を除く。）業務である。</p> <p>② 過去5年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前5か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務をいう。</p> <p>③ 業務委託料が1件5百万円以上の業務を対象とする。</p>
2 同種業務（過去2年間）の業務成績	<p>① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強，補修，拡幅，歩道橋設計を除く。）業務である。</p> <p>② 徳島県又は国の行政機関が定める成績評定要領による業務成績における過去2年間の最高得点で評価する。</p> <p>③ 過去2年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前2か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務の成績をいう（委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。）。</p>
3 品質管理・環境対策	<p>① IS09001，IS014001，エコアクション21を取得（登録）している場合は、取得（登録）年月日及び有効期限を記載すること。</p> <p>② この業務の入札公告日において、有効期限切れのものは評価対象外とする。ただし、更新手続き中である場合はこの限りでない（この場合、更新予定の有効期限を記入すること。）。</p>
4 地域精通度	<p>① 徳島県内の主たる営業所（本社・本店）及び県内の支店・営業所の所在を記載すること。</p> <p>② 徳島県内に主たる営業所（本社・本店）又は年間受任者となっている県内の支店・営業所がある場合、加点対象とするのは、徳島県内に6か月以上在住し、住民登録されている管理技術者をこの業務に配置できる場合に限るので、注意すること。</p>

## II 配置予定技術者の技術力

### 1 管理技術者

<p>(1) 保有資格</p>	<p>① 配置予定管理技術者の保有する資格について評価する。          ② 技術士は、技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者に限る。          ③ A P E Cエンジニア認定者は「Civil」又は「Structural」分野に限る。</p>
<p>(2) 継続的学習状況（CPD）</p>	<p>① 配置予定管理技術者が取得したCPDの有効単位数を評価する。ただし、社内研修によるユニット数は含まないものとする。          ② この業務の入札公告日の属する年度の直前4か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。</p>
<p>(3) 同種業務（過去5年間）の実績</p>	<p>① 同種業務とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強、補修、拡幅、歩道橋設計を除く。）業務である。          ② 過去5年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前5か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務をいう。          ③ 業務委託料が1件5百万円以上の業務を対象とする。          ④ 配置予定管理技術者が、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の実績を対象とする。</p>
<p>(4) 同種業務（過去2年間）の業務成績</p>	<p>① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強、補修、拡幅、歩道橋設計を除く。）業務である。          ② 徳島県又は国の行政機関が定める成績評定要領による業務成績における過去2年間の最高得点で評価する。          ③ 過去2年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前2か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務成績をいう（委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。）。          ④ 配置予定管理技術者が、管理技術者として従事した業務の成績を対象とする。</p>
<p>(5) 手持ち業務数</p>	<p>① 手持ち業務数とは、配置予定管理技術者が、既に管理技術者、照査技術者、担当技術者、主任技術者として従事している全ての手持ち業務の合計件数で評価する。          ② 業務は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した業務委託料が1件5百万円以上の業務を対象とする。          ③ この業務の入札公告日における手持ち業務数とする。</p>

## 2 担当技術者

管理技術者以外の担当技術者を評価する。

<p>(1) 保有資格</p>	<p>① 配置予定担当技術者の保有する資格について評価する。          ② 技術士は、技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者に限る。          ③ A P E Cエンジニア認定者は「Civil」又は「Structural」分野に限る。          ④ R C C Mは、R C C M資格試験（専門とする部門を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）に合格し、登録証を受けた者に限る。</p>
<p>(2) 継続的学習状況（C P D）</p>	<p>① 配置予定担当技術者が取得したC P Dの有効単位数を評価する。ただし、社内研修によるユニット数は含まないものとする。          ② この業務の入札公告日の属する年度の直前4か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。</p>
<p>(3) 同種業務（過去5年間）の実績</p>	<p>① 同種業務とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強、補修、拡幅、歩道橋設計を除く。）業務である。          ② 過去5年間の実績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前5か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務をいう。          ③ 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した業務委託料が1件5百万円以上の業務を対象とする。          ④ 配置予定担当技術者が、担当技術者又は管理技術者として従事した業務の実績を対象とする。</p>
<p>(4) 同種業務（過去2年間）の業務成績</p>	<p>① 同種業務とは、徳島県又は国の行政機関が発注した道路橋（新設橋梁に限る。）の詳細設計（補強、補修、拡幅、歩道橋設計を除く。）業務である。          ② 徳島県又は国の行政機関が定める成績評定要領による業務成績における過去2年間の最高得点で評価する。          ③ 過去2年間の業務成績とは、この業務の入札公告日の属する年度の直前2か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務成績をいう（委託業務成績評定通知書が、この業務の入札公告日までに通知されたものに限る。）。          ④ 配置予定担当技術者が、担当技術者又は管理技術者として従事した業務の成績を対象とする。</p>
<p>(5) この部門の経験年数</p>	<p>① 経験年数とは、配置予定担当技術者が、管理技術者又は担当技術者として、業務に従事した年数の合計をいう。          ② 業務は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した1件5百万円以上の「鋼構造及びコンクリート」部門の設計業務を対象とする。</p>